

入院医療費「DPC」のご案内

当院では、平成 28 年 4 月 1 日より「DPC 対象病院」として厚生労働省の認定を受けました。DPC は、計算方式の変更だけでなく、医療の質の向上や透明化を図るために国が推進している制度で、当院もこの趣旨に沿って DPC を実施します。

このため、入院医療費の計算方法が変わりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

DPC とは、入院される患者さんの病状などをもとに手術や処置の内容に応じて定められた 1 日当たりの定額の点数を基本に医療費を計算する新しい方式です。

従来は、投薬・注射・検査などの診療行為を行った分を合計して計算する「出来高算定」方式でしたが、DPC では 1 日当たりの点数が決められており、投薬・注射・検査などの診療行為はその決められた点数に包括されています。したがって、投薬・注射・検査などの診療行為を多く行う必要があった場合でも、1 日当たりの包括診療費は変わりません。

ただし、手術などの医師の専門的な技術を必要とする分野は従来 of 出来高算定方式で医療費を計算いたします。

なお、ご不明な点がございましたら総合受付までお問い合わせください。

猫山宮尾病院 医事サービス課